

諮 問 理 由

本市の下水道事業については、昭和47年10月の公共下水道全体計画策定以来、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共水域の水質保全に資するため、下水道を都市の重要な施設と位置づけ積極的に事業を推進してまいりました。現在は、既成市街地の整備が概ね完了し、施設の維持管理を中心とした事業運営を行っております。

現在、本市の公共下水道全体計画では、約4,441ヘクタールを計画面積として位置づけておりますが、平成27年度の下水道事業運営審議会において、将来的な事業運営の観点から全体計画面積を事業認可区域面積まで縮小すべきとの答申をいただいております。このたび、本市の下水道事業の上位計画である「中川流域別下水道整備総合計画」が見直されることと協調して、現行の事業認可区域に区域外流入の箇所を加えた範囲まで本市の公共下水道全体計画の面積を変更することについてお諮りいたします。

また、中長期的な基本計画である経営戦略について、国からは策定から5年以内の見直しが要請されておりますが、本市の経営戦略は令和7年度で策定から5年目を迎え改定時期となっております。加えて、策定時期から社会情勢や経営状況が変化し、老朽化した管渠等の更新費用や施設の維持管理費の増加が見込まれること、さらには、人口減少などに伴う排水量の減少により減収が見込まれることなどから、引き続き健全な事業運営を行うため、経営戦略の改定についてお諮りいたします。

次に、汚水を処理する経費については、汚水を排出する利用者が負担することが原則とされていることから、利用者に下水道使用料を賦課し、経費の負担をいただいております。

これまで、事業運営において必要な財源の確保のため、事業の効率化や経費の節減に努めつつ、昭和58年4月の供用開始以来、平成18年度、平成23年度、平成28年度、令和3年度の4回にわたり、段階的に増額改定を行ってまいりました。前回の令和3年度の改定により、汚水を処理する経費として支出する額を下水道使用料による収入額が上回ったことから、経費回収率が100%を超え、独立採算の経営が実現しましたが、経営戦略の見直しに伴い、事業規模に見合った下水道使用料の水準を改めて検討する必要があることから、下水道使用料の見直しについてお諮りいたします。